

証券コード 5690  
2021年6月15日

## 株主各位

東京都千代田区大手町一丁目7番2号  
東京サンケイビル15階  
リバーホールディングス株式会社  
代表取締役社長執行役員 松岡直人

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、本年は株主総会へのご出席をお控えいただき、極力、書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月29日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2021年6月30日（水曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 東京都千代田区大手町一丁目7番2号<br>東京サンケイビル大手町サンケイプラザ 4階 ホール<br>(ご来場の際は末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項<br>決議事項 | 議案 株式会社タケエイとの株式移転計画承認の件  |

以上

- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◆当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承ください。
- ◆株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.re-ver.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理なさいませんようお願いいたします。また、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、小さなお子様をお連れの方、体調にご不安のある方におかれましては、ご出席をお控えいただきますよう強く推奨いたします。

- ◆ご来場の株主様におかれましては、入場時の非接触型体温計による検温、マスク着用や手指のアルコール消毒など、各種措置へのご協力をお願い申しあげます。
- ◆会場入口で非接触型体温計により検温を実施させていただいた際、体調不良と見受けられる方のご入場をお控えいただく場合がございます。
- ◆感染予防を目的とし、座席数を削減しているため、満席の際には入場をお断りする場合がございます。
- ◆本株主総会の役員、運営スタッフは、マスク着用で応対をさせていただきます。
- ◆株主総会当日にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承の程、お願い申しあげます。

## 株主総会参考書類

### 議案 株式会社タケエイとの株式移転計画承認の件

リバーホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）と株式会社タケエイ（以下「タケエイ」といいます。）は、2021年3月18日付けの「株式会社タケエイとリバーホールディングス株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関する基本合意書の締結について」で公表しましたとおり、共同株式移転（以下「本株式移転」）の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」）について、同日付けで基本合意書を締結し、2021年5月14日開催の両社の取締役会において決議の上共同して株式移転計画を作成いたしました。

つきましては、本株式移転に関する株式移転計画についてご承認をお願いいたしたと存じます。本株式移転に関する概要は以下のとおりであります。

#### 1. 株式移転を行う理由

当社は、1904年創業、1935年に法人化した鉄スクラップリサイクルを祖業とする株式会社鈴徳（現リバー株式会社）を母体とし、同業の買収を重ね2007年にスズトクホールディングス株式会社として持株会社化、2017年に社名変更、2020年に東京証券取引所市場第二部に上場しております。これまで、金属系有価物、廃家電、使用済自動車、廃自販機、廃プラスチック、産業廃棄物まで扱う総合リサイクル企業として成長してきました。「地球を資源だらけの星にしよう。」を企業理念（VISION）に掲げ、持続可能な社会「高度循環型社会」の構築を目指しております。また、あらゆる廃棄物を広域で再資源化するため、「静脈産業プラットフォーム」というコンセプトを提唱し、同業他社との静脈産業間連携を推進しております。

一方で、タケエイは、1967年創業、1977年に法人化し、2007年に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、その5年後の2012年に市場第一部に市場変更した廃棄物処理・リサイクル事業を主業とする企業グループです。「資源循環型社会への貢献を目指す」を経営理念とし、再生可能エネルギー事業、環境エンジニアリング事業等へ事業領域を拡大することで、廃棄物の再資源化と環境負荷の低減を実現する「総合環境企業」を目指しております。ここ数年は、間伐材を中心とした木質バイオマス発電事業に力を入れ、直近では、大型木質バイオマス発電所である市原グリーン電力株式会社及び燃料の保管・供給先である循環資源株式会社の株式を取得するなど、M&Aの推進により事業拡大に努めております。

近年、地球温暖化、廃プラスチック問題等により、地球環境は深刻な影響を受けております。また、昨年から続いている爆発的な新型コロナウィルス感染症拡大は、人々のライフスタイル、企業を取り巻く経営環境へも大きな影響を与えております。

こうした状況下にあって、両社は、第一に、地球環境を保全するという経営理念が同じであること、第二に、地球規模のCO<sub>2</sub>排出削減や廃プラスチックのリサイクル等の技術的対応については、必要となる大規模投資や研究開発を個社毎で実施するよりも、二社共同で経営資源を投じることが効率的

であると判断したこと、第三に、リサイクル事業の深化やエネルギー事業の推進について、相手方の経営資源を自社で活かす相乗効果が十二分にあることを理由に、本経営統合に合意いたしました。

本経営統合は、ワンストップでサービスやエネルギーを提供する「総合環境企業」を目指すための出発点としての統合であり、両社は、株主様・お客様・従業員はもちろん、近隣住民・地域社会や行政機関、金融機関など全てのステークホルダーとのバランスの取れた関係を一層強化しつつ、ESG投資の観点からも機関投資家・個人投資家の皆様より評価をいただきながら企業価値最大化を実現していくことを目指しております。

## 2. 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 株式移転計画書（写）

株式会社タケエイ（以下「甲」という。）及びリバーホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことに合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、第10条に定める条件の下で、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

#### 第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

##### （1）目的

新会社の目的は、別紙の定款記載のとおりとする。

##### （2）商号

新会社の商号は、TREホールディングス株式会社と表示する。

##### （3）本店の所在地

新会社の本店の所在地は東京都千代田区大手町一丁目7番2号 東京サンケイビル15階とする。

##### （4）発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、200,000千株とする。

2 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である者を除く。）及び設立時監査等委員である設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である者を除く。）の氏名は次のとおりとする。

取締役	松岡 直人
取締役	阿部 光男
取締役	鈴木 孝雄
取締役	三本 守

2 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役（監査等委員）	石井 友二
取締役（監査等委員）	大村 扶美枝
取締役（監査等委員）	末松 広行

3 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

会計監査人	有限責任 あづさ監査法人
-------	--------------

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1 本株式移転に際して交付する株式の種類及び数

新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲乙それぞれの株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の株式に代わり、(i) 甲が基準時に発行している株式数の合計に1.24を乗じた数、及び(ii) 乙が基準時に発行している株式数の合計に1.0を乗じた数を合計した数の新会社の株式（以下「交付株式」という。）を交付する。

2 新会社の株式の割当て

前項の定めにより交付される新会社の株式は、基準時における甲乙それぞれの株主に対して、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。

(1) 甲の株主については、その所有する甲の株式（ただし、会社法第806条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1株に対して新会社の株式1.24株

(2) 乙の株主については、その所有する乙の株式（ただし、会社法第806条に基づく株式買取請求に係る株式を除く。）1株に対して新会社の株式1.0株

3 前2項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

4 甲及び乙は、本計画作成後に、株式移転比率に重大な影響を与える事由が新たに発見された場合又は当該事由が生じた場合には、協議の上、合意により株式移転比率を変更することができるものとする。この場合、交付株式も変更後の株式移転比率に応じて変更されるものとする。

#### 第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
10,000百万円
- (2) 資本準備金の額  
2,500百万円
- (3) 利益準備金の額  
0円

#### 第6条（新会社の成立の日）

新会社の成立の日は、令和3年10月1日（以下「新会社の成立の日」という。）とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、両社の合意によりこれを変更することができる。

#### 第7条（株式移転計画の承認株主総会）

- 1 甲は、令和3年6月23日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 乙は、令和3年6月30日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前2項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条（株式上場、株主名簿管理人）

- 1 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。
- 2 新会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

## 第9条（会社財産の管理等）

- 1 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立の日至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもつて自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上これを行う。
- 2 前項にかかわらず、甲及び乙は、法令等に従い、基準時までの間、当該時点においてそれぞれが保有する自己株式がある場合、当該自己株式を消却することができる。
- 3 甲は、令和3年3月31日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金15円の剰余金の配当を行うことができる。
- 4 甲は、令和3年9月30日の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金15円を限度として剰余金の中間配当を行うことができる。
- 5 乙は、令和3年6月30日の乙の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金35円の剰余金の配当を行うことができる。
- 6 乙は、令和3年9月30日の乙の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり金10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 7 甲及び乙は、前4項に定める場合を除き、本計画の作成の日後、新会社の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

## 第10条（本株式移転の実行の条件）

本株式移転は、本計画が第7条に定める甲及び乙の株主総会において承認されることを条件として実行されるものとする。

## 第11条（本計画の効力の失効）

本計画は、本計画の作成の日から新会社の成立の日至るまでの間において、前条に定める条件が成就しなかった場合又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

## 第12条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成の日から新会社の成立の日至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合若しくは重大な影響を与える事由があることが判明した場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、本株式移転の条件（第4条に定める本株式移転に際して交付する株式及びその割当てに関する事項を含む。）その他本計画の内容を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

### 第13条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し、合意の上定める。

以上、本計画の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月14日

（甲） 東京都港区芝公園二丁目4番1号A-10階

株式会社タケエイ

代表取締役社長 阿部 光男㊞

（乙） 東京都千代田区大手町一丁目7番2号

東京サンケイビル15階

リバーホールディングス株式会社

代表取締役社長執行役員 松岡 直人㊞

別紙

TREホールディングス株式会社 定款

### 第1章 総則

（商号）

第1条 当会社は、TREホールディングス株式会社と称し、英文ではTRE HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

（目的）

第2条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬、処理、処分及び施設の管理運営並びにその受託
2. 廃棄物を原材料とした製品及び商品の製造、加工並びに販売
3. 廃棄物の減量化、再利用及び再資源化に関する企画、設備の開発及び運営並びにその受託
4. 鉄鋼、非鉄及び特殊金属原料の集荷、加工処理、販売、仲介並びに斡旋
5. 家電製品及び自動車等の資源リサイクル業

6. 金属製品の販売
  7. 再生可能エネルギー発電事業及び電力の販売
  8. 発電及び環境プラントに基づく熱及びガスの製造並びに販売
  9. 山林及びバイオマス資源の開発、管理、運営、販売並びにその受託
  10. 計量証明事業
  11. 環境アセスメント調査（生活環境影響調査）事業
  12. 環境プラントの設計、据付、保守、売買及び技術指導
  13. 環境エンジニアリング事業
  14. 土木及び建築工事の設計、施工、監理並びに請負
  15. 一般貨物自動車運送事業
  16. 解体工事業
  17. 古物の売買
  18. 土砂の採取及び販売
  19. 各種情報システム及びソフトウェアの企画、開発並びに販売
  20. 農畜産物、水産物及び食料品の製造、加工並びに販売
  21. 不動産の鑑定、売買、賃貸、仲介及び管理
  22. 教育、出版及びスポーツ施設の企画並びに運営に関する事業
  23. 損害保険の代理業
  24. 前各号に附帯する一切の業務
- ② 当会社は、前項各号に掲げる事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその取扱い事務所は、取締役会決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当会社は毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってこれを行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、12名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の解任決議は、議決権行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集するものとする。取締役会の議長については、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- ② 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもつてこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計算

### (事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

### (期末配当)

第43条 当会社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。

### (中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を支払うことができる。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることができる。

### (配当金の除斥期間)

第46条 配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。

## 附則

### (最初の事業年度)

第1条 第42条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から令和4年3月末日までとする。

(最初の取締役及び監査等委員の報酬等)

第2条 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、金3億5,000万円以内とし、当該期間の監査等委員の報酬等の総額は、金5,000万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以上

### 3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

#### (1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

当社及びタケエイは本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

##### ①本株式移転に係る割当ての内容

会社名	当社	タケエイ
株式移転比率	1	1.24

##### (注) 1. 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、タケエイの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.24株を割当て交付します。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

1. 共同持株会社の単元株式数は100株といたします。
2. 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式：52,610,712株

当社の発行済株式総数17,126,500株（2020年12月31日時点）、タケエイの発行済株式総数28,616,300株（2020年12月31日時点）を前提として算出しております。

3. 単元未満株の取り扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の共同持株会社の株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる旨の規定を設ける予定であるため、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能であります。

## ②本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

### ア. 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の、公正性を担保するため、第三者算定機関として、株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）を、法務アドバイザーとして阿部・井窪・片山法律事務所（以下「阿部・井窪・片山」といいます。）を選定しました。

一方、タケエイは、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の、公正性を担保するため、第三者算定機関及び法務アドバイザーとして佐藤総合法律事務所（以下「佐藤総合」といいます。）を選定しました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率に関する算定書を取得するとともに、各社の法務アドバイザーから助言を受けました。また、両社は、本株式移転に重大な影響をおよぼす可能性のある問題点の有無を調査するために、各社の第三者算定機関及び法務アドバイザー立会いの下での相互の経営陣に対するヒアリング調査に加え、隨時経営陣間での情報共有等を実施しましたが、当該ヒアリング調査等の結果、本株式移転の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある問題点は発見されませんでした。

このように、当社及びタケエイは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記（1）①記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2021年3月18日に開催された各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

### イ. 算定に関する事項

#### （ア）算定機関の名称並びに当社及びタケエイとの関係

当社及びタケエイは本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社はKPMG FASを、タケエイは佐藤総合をそれぞれ第三者算定機関に選定の上、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

当社の算定機関であるKPMG FAS及びタケエイの算定機関である佐藤総合は、いずれも当社及びタケエイの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### （イ）算定の概要

KPMG FASは、当社及びタケエイが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法による算定を行うとともに、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して株式移転比率の算定を行いました。

上記の各評価手法に基づき算出した株式移転比率の評価レンジはそれぞれ以下のとおりであります。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、タケエイの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものであります。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.17～1.77
DCF法	0.73～1.82

市場株価法では、2021年3月17日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の株価終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。なお、両社から受領したDCF法による算定の基礎とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、両社の財務予測は本株式移転の実施を前提としたものではありません。

KPMG FASは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提しております。また、かかる算定において参照した両社の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は2021年3月17日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。なお、KPMG FASが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。

当社は、KPMG FASより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、KPMG FASによる上記算定結果の合理性を確認しております。

佐藤総合は、当社及びタケエイが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（2021年3月17日を算定基準日として、算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用して算定しています。）を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法も併せて採用いたしました。

なお、佐藤総合が両社から受領したDCF法による算定の基礎とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、両社の財務予測は本株式移転の実

施を前提としたものではありません。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、タケエイの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法	1.17～1.77
DCF法	0.73～1.30

佐藤総合は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。佐藤総合の株式移転比率の算定は、2021年3月17日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としております。なお、佐藤総合が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。

タケエイは、佐藤総合より、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、佐藤総合による上記算定結果の合理性を確認しております。

#### ウ. 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

新たに設立する共同持株会社の株式については、東京証券取引所市場第一部に新規上場申請を行う予定です。上場日は、共同持株会社の設立登記日である2021年10月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に伴い、2021年9月29日をもって上場廃止となる予定です。

なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

#### エ. 公正性を担保するための措置

本株式移転の公平性・妥当性を担保するために、両社は上記②ア及びイに記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、最

終的に上記ア①に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、各社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

なお、両社は、第三者算定機関より、合意された株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、両社は、法務アドバイザーとして、当社は阿部・井窪・片山をタケエイは佐藤総合をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

#### 才. 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、当社とタケエイとの間には特段の利益相反関係は存じないことから、特別な措置は講じておりません。

#### (2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社及びタケエイは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

(資本金) 10,000百万円

(資本準備金) 2,500百万円

(利益準備金) 0円

上記は、機動的な資本政策の実現かつ相当額を内部留保すべく、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づき定めており、相当であると判断します。

#### 4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

当社及びタケエイは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

#### 5. タケエイに関する事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

タケエイの2021年3月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.re-ver.co.jp/>) に掲載しております。

##### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

##### (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 共同持株会社の取締役となる者（監査等委員である取締役となる者を除く。）についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役となる者（監査等委員である取締役となる者を除く。）は、次のとおりであります。

ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するタケエイ株式会社の株式数 (3)割当てられる共同持株会社の株式数
まつおかなおと (1949年4月20日)	1972年4月 三菱商事(株) 入社 1999年4月 上野鉄鋼(株) 代表取締役社長 2001年3月 メタルリサイクル(株) 取締役 2004年4月 (株)メタルワン建材(現 エムエム建材(株)) 代表取締役社長 2008年4月 (株)メタルワン 専務執行役員 厚板・鋼管・ 建材本部長 2009年4月 同社 代表取締役社長兼CEO 2015年9月 当社 代表取締役社長 2016年9月 HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO.,LTD. Director 2017年6月 サニーメタル(株) 取締役 フェニックスメタル(株) 取締役 2018年5月 当社 代表取締役社長 執行役員(現任)	(1) (2) (3)

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するタケエイ株式会社の株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数
阿部 光男 (1960年6月29日)	2016年3月 (株)りそな銀行常務執行役員 退任 2017年3月 りそな決済サービス(株) 代表取締役社長 退任 2017年4月 (株)タケエイ 入社 執行役員経営企画本部副本部長 2018年1月 同社 執行役員営業本部副本部長兼関連事業部長 2018年6月 同社 取締役 常務執行役員経営企画本部長 2019年6月 同社 代表取締役社長 (現任) (株)T・Vエナジーホールディングス 代表取締役 (現任) 2020年4月 (株)T&Hエコみらい 代表取締役 (現任) 2021年1月 (株)TEC武隈 代表取締役 (現任)	(1) 一株 (2) 13,400株 (3) 16,616株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するタケエイの株式会社の株式数 (3) 割当てられる共同持株会社の株式数
鈴木孝雄 (1941年9月25日)	1968年4月 (株)鈴木徳五郎商店(現リバー(株)) 入社 1973年4月 同社 取締役 1978年7月 同社 常務取締役 1985年4月 同社 代表取締役社長 1996年6月 (一社)日本鉄リサイクル工業会 会長 2002年1月 メタルリサイクル(株) 取締役会長 2003年12月 中田屋(株) 代表取締役会長 2006年4月 (株)鈴徳(現リバー(株)) 代表取締役会長 2007年7月 当社設立 代表取締役社長 2013年9月 当社 代表取締役会長(現任) 2015年12月 メジャーヴィーナス・ジャパン(株) 代表取締役会長 2021年4月 ベステラ(株)社外取締役(現任)	(1) 1,000,000株 (2) -株 (3) 1,000,000株
三木守 (1947年6月10日)	1977年3月 武栄建設興業株式会社(現(株)タケエイ)取締役 1983年6月 同社 代表取締役社長 2006年8月 (株)門前クリーンパーク 代表取締役(現任) 2007年9月 (株)グリーンアローズホールディングス 代表取締役(現任) 2010年6月 (株)タケエイ 代表取締役会長(現任) 2020年5月 (一財)タケエイSDGs推進財団代表理事(現任)	(1) -株 (2) 1,713,600株 (3) 2,124,864株

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2020年12月31日現在、タケエイの株式数は2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社及びタケエイとの間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 共同持株会社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結する予定であります。当該保険契約によって、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

#### 4. 各候補者の選任理由

- (1) 松岡直人氏は、三菱商事（株）に入社して以来、鉄鋼分野の第一線で活躍し、（株）メタルワン建材（現 エムエム建材（株））及び（株）メタルワンの両社にて代表取締役社長を務めるなど経営全般に関する豊富な知識と経験を有し、2015年9月に当社代表取締役社長に就任して以降も、その職務・職責を適切に果たし、当社及び当社グループの成長に多大なる貢献を果たしております。こうした経験と知見を活かし、共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。
- (2) 阿部光男氏は、2017年4月にタケエイへ入社以降、経営企画本部副本部長、営業本部副本部長を経て、2018年6月に取締役就任し、翌年2019年6月に代表取締役社長就任以降も、長年の金融機関での豊富な経験と優れた経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人材であると判断し、取締役候補者としております。
- (3) 鈴木孝雄氏は、当社の中核会社である（株）鈴木徳五郎商店（現 リバー（株））に入社して以来、50年以上にわたって金属リサイクル事業及び産業廃棄物事業に携わり、金属リサイクル事業等に関する深い知識と経験を有しております。当社主要子会社の代表取締役を歴任すると共に、2007年7月の当社設立時に当社代表取締役社長、2013年9月より当社代表取締役会長を務め、長年その職務・職責を適切に果たし、当社グループの経営を指揮し、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。こうした経験と知見を活かし、共同持株会社の経営に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。
- (4) 三本守氏は、タケエイ創業当初から50年以上にわたって産業廃棄物処理業に携わり、環境事業に関する豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。1983年6月から同社代表取締役社長、2010年6月から代表取締役会長を務め、長年その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の経営に貢献できる人材であると判断し、取締役候補者としております。

8. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するタケエイの株式会社の株式数 (3)割当てられる共同持株会社の株式数
石井ともえ (1953年11月22日)	<p>1984年2月 公認会計士登録</p> <p>1996年4月 (株) アクシスウェイブ (ホワイトボックスコンサルティング株式会社に商号変更後、ホワイトボックス株式会社に吸収合併) 代表取締役</p> <p>2003年4月 監査法人ブレインワーク 代表社員 (現任)</p> <p>2003年12月 ホワイトボックス (株) 代表取締役 (現任)</p> <p>2005年6月 (株) タケエイ 非常勤監査役 (現任)</p> <p>2007年4月 (株) ココケチア 取締役</p> <p>2014年3月 (株) ブロードリーフ 監査役</p>	(1) 一株 (2) 24,900株 (3) 30,876株
大村扶美枝 (1958年7月13日)	<p>1994年4月 ブレークモア法律事務所 入所</p> <p>1996年10月 坂井秀行法律事務所 入所</p> <p>2006年6月 市ヶ谷国際法律事務所 (現 新堂・松村法律事務所) (現任)</p> <p>2015年6月 カーリットホールディングス (株) 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年9月 当社 挿欠監査役</p> <p>2019年9月 当社 非常勤監査役 (社外) (現任)</p>	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株

氏　　り　　が　　な (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況)	(1)所有する当社の株式数 (2)所有するタケエイの株式会社の株式数 (3)割当てられる共同持株会社の株式数
末　　まつ　　ひろ　　ゆき 末松広行 (1959年5月28日)	1983年4月 農林水産省入省 2002年3月 総理大臣官邸内閣参事官 2006年10月 農林水産省大臣官房環境政策課長 2007年7月 同省大臣官房企画評価課長 2008年4月 同省大臣官房食料安全保障課長 2009年4月 同省大臣官房政策課長 2010年7月 同省林野庁林政部長 2014年4月 同省関東農政局長 2015年7月 同省農村振興局長 2016年6月 経済産業省産業技術環境局長 2018年7月 農林水産省農林水産事務次官 2020年10月 次世代産業研究所（株）代表取締役社長（現任） 2021年1月 東京農業大学農生命科学研究所 特命教授（現任）	(1) (2) (3)

- (注) 1. 所有する当社の株式数は2020年12月31日現在、タケエイの株式数は2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。
2. 石井友二氏、大村扶美枝氏及び末松広行氏は、監査等委員の社外取締役候補者であります。
3. 各候補者の選任理由及び期待される役割
- (1) 石井友二氏は、2005年6月にタケエイの社外監査役に就任し、公認会計士として培われた専門的な知識と豊富な実務経験を活かし、その職務・職責を適切に果たしており、新たに設立する共同持株会社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。
- (2) 大村扶美枝氏は、弁護士として培われた企業法務に関する豊富な知識・経験と高い見識を有し、また、上場企業の社外取締役としての経験も有しており、その専門知識及び経験等をもって、新たに設立する共同持株会社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (3) 末松広行氏は、1983年農林水産省へ入省後、長きにわたり同省を中心に経済産業省、官邸、地方行政へも携わり、2018年には農林水産事務次官も務められました。長年培われた経験から、経済・政策動向や法令等に関する、高い見識及び専門的な知識を有し、新たに設立する共同持株会社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者としております。
4. 石井友二氏はタケエイの社外監査役に就任されておりますが、本議案が承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2021年9月30日）をもってタケエイの社外監査役を辞任し、本株式移転の効力発生日（同年10月1日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
5. 大村扶美枝氏は当社の社外監査役に就任されておりますが、本議案が承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2021年9月30日）をもって当社の社外監査役を辞任し、本株式移転の効力発生日（同年10月1日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。
6. 末松広行氏が代表取締役を務める次世代産業研究所（株）とタケエイは経営に関するコンサルティング業務委託契約を締結し、取引がございますが、2020年度のタケエイの売上高に占める取引額は1%未満であることから、独立性を十分有しております。また、本議案が承認可決された場合、本株式移転の効力発生日の前日（2021年9月30日）をもって本業務委託契約を解除する予定であります。
7. 本議案が承認され、共同持株会社が設立、上場された場合には、監査等委員である取締役全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、現在当社は、大村扶美枝氏を、また、タケエイは、石井友二氏を独立役員として指定し、届け出ております。
8. 本議案が承認され、共同持株会社が設立、上場された場合には、監査等委員である取締役全員と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償限度額は法令が定める額とする予定であります。なお、現在当社は、大村扶美枝氏との間で、タケエイは、石井友二氏との間で同様の責任限定契約を締結しております。
9. 共同持株会社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結する予定であります。当該保険契約によって、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項  
 共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任 あずさ監査法人
主 た る 事 務 所 の 所 在 地	東京都新宿区津久戸町1番2号
沿 革	1985年 7月 監査法人朝日新和会計社設立 1993年 10月 井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする 2004年 1月 あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする 2010年 7月 有限責任監査法人へ移行し、名称を「有限責任 あずさ監査法人」とする
監 査 関 与 会 社 数	3,663社
資 本 金	3,000百万円
構 成 人 員	公認会計士 3,102名 (代表社員28名、社員511名) 会計士試験合格者 988名 監査補助職員 1,219名 (特定社員34名、うち代表社員 1名) その他職員 746名 合 計 6,055名

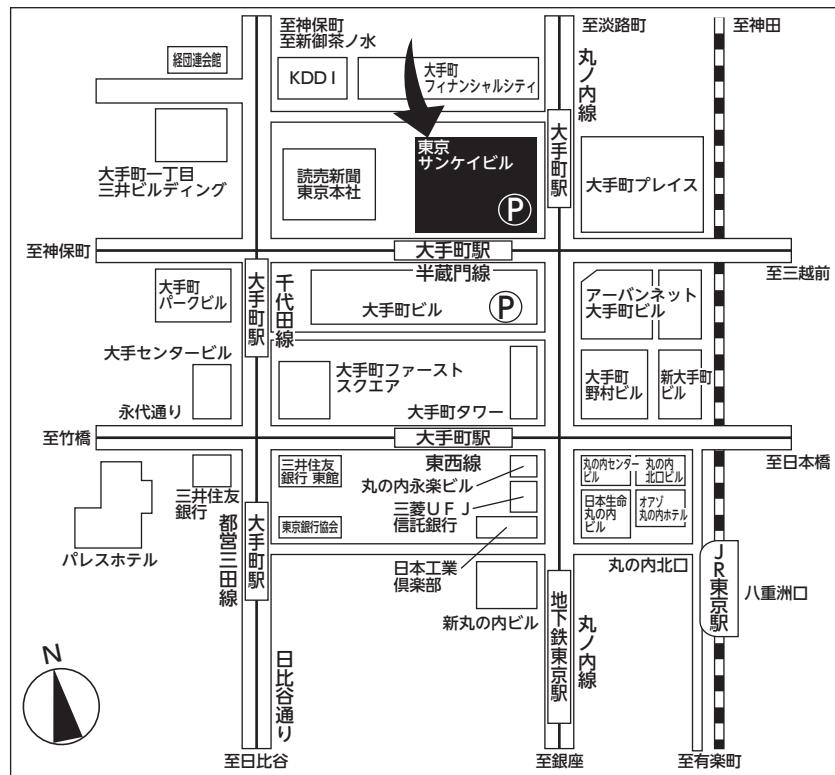
(注) 有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とした理由は、同監査法人が共同持株会社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び内部管理体制等を有しております、適任であると判断したためであります。

以 上

メモ

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区大手町一丁目7番2号  
 東京サンケイビル 大手町サンケイプラザ 4階ホール  
 TEL 03-3273-2258



交通 地下鉄丸ノ内線・半蔵門線・千代田線・東西線・都営三田線  
 大手町駅 A4・E1出口直結

- 当日ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。会場へのお車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
- 当日の受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。

## <新型コロナウイルス感染症「COVID-19」に関するお知らせ>

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。運営に変更が生じた際には、当社ウェブサイトに掲載いたします。株主総会にご出席される株主様は、総会開催時点でのご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。